

○林業種苗法の運用について

〔昭和45年10月9日45林野造第1246号
林野庁長官より都道府県知事あて〕

改正 昭和54年1月4日53林野政第1275号

改正 昭和57年3月26日57林野造第 24号

改正 平成6年4月13日6林野造第 94号

改正 平成10年3月6日10林野造第 32号

改正 平成12年3月31日12林野造第 85号

改正 平成16年3月29日12林国管第 173号

改正 令和2年12月24日2林政政第 487号

最終改正 令和3年6月30日3林整整第 318号

さきに公布された林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「法」という。）の施行については、「林業種苗法の施行について」（昭和45年8月31日付け林野造第887号事務次官通知。以下「次官通知」という。）により通知されたところであるが、同法の実施にあたっては、さらに、下記事項にご留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

第1 定義について

この通知において「育種母樹等」、「普通母樹等」、「特別母樹等」及び「育種母樹、普通母樹等」の用語の定義については、次官通知の当該用語の定義によるものとする。

第2 対象樹種について

林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号。以下「令」という。）第1条に規定されている樹種のうち、からまつ又はえぞまつには、従前どおりそれぞれぐいまつ又はあかえぞまつを含めて取り扱うこととする。

第3 指定採取源について

1 指定

- (1) 次官通知の第3の2の(1)のイの地帯区分を行うに際しては、海拔高、降水量、積雪量、気温、基岩、土壌型等の因子のうち都道府県における造林事業の実施上特に必要とする因子を考慮してするものとする。
- (2) 法第3条第3項の規定による指定に係る樹木又はその集団の所有者等の意見の聴取に当たっては、当該樹木等の施業計画を聞くとともに、指定採取源制度の趣旨を説明することにより所有者等の協力を得るよう努めるものとする。この場合において、所有者等の意見の内容、意見を聴取した年月日等必要事項を記録しておくようお願いする。

- (3) 民有林において必要とする指定採取源の量を確保することが困難な場合に国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条に規定する国有林野及び旧公有林野官行造林法(大正9年法律第7号)第1条の契約に係る森林の樹木又はその集団を普通母樹等に指定しようとするときは、当該樹木又はその集団を管理する森林管理局長と協議するものとする。
- (4) 他の法令に基づく施業制限がある樹木又はその集団を普通母樹等に指定しようとする場合には、種穂の採取の方法がその施業制限に反しないものに限るものとする。
- (5) ア 「育種母樹、普通母樹等」を指定したときには、指定採取源の種別(例「普通母樹」、「育種母樹林」)、指定番号及び指定者名を記載した標識を設置するようお願いする。
- イ アの指定番号には、指定者名の略号、指定採取源の種別(育種母樹等にあつては「育」、普通母樹等にあつては「普」)並びに指定年度及びその指定年度ごとの通し番号を付すものとする。
- 例 「東京 育 45-26」

2 保護管理

- (1) 法第6条第2項の有害な行為とは、指定目的の達成に支障を及ぼすおそれのある樹木の損傷、土石の採取、土地の掘削、樹脂又は樹根の採取等の行為を指すものとする。
- (2) 法第6条第2項に基づく育種母樹、普通母樹等の保護又は管理のための指示を行うに当たっては、措置すべき内容、期限等を明示するとともに、その措置状況について確認するようお願いする。

3 特別母樹等の伐採

都道府県の事務の自治事務化に伴い、法第7条第1項の規定による許可を受けようとする場合の伐採許可申請書の提出は、農林水産大臣宛に直接行うこととなるので、特別母樹等の所有者等への周知と指導をお願いする。

4 指定の解除

法第7条第3項の規定により、育種母樹、普通母樹等の伐採の届出があつた場合には、その届出の内容に従った伐採が行われたか否かを確認するものとし、当該届出に係る伐採の結果、指定理由が消滅したと認められるときは、その部分につき速やかに法第9条第1項の規定により指定の解除を行うものとする。

5 その他

- (1) 法第3条第1項の規定による指定採取源の指定をしたとき、法第7条第3項の規定による伐採の届出があつたとき並びに法第9条第1項及び第2項の規定による指定採取源の解除をしたときは、別記様式第1号の指定採取源台帳及び別記様式第2号の指定採取源整理簿に記載整理するようお願いする。
- (2) 指定採取源の積極的な利用を促進するため、指定採取源についての気候その他の

自然条件、生育状況等に関する詳細な資料を内容とする指定採取源リストを作成し、これを都道府県出先事務所、市町村、種苗生産者の組織する団体、森林組合等にできるだけ広く配布し、その活用を図ることにより、造林者の種苗の選好性を高めるようお願いする。

第4 生産事業者の登録について

1 組合等委託生産者の取扱い

森林組合、森林組合連合会等（以下「組合等」という。）が組合員等に委託して種苗生産事業を行う場合には次の諸要件が具備されている委託生産に限り委託者である組合等を登録義務者として取り扱うものとする。

- (1) 委託者が作成した養苗事業（種苗の採取又は育成の事業）計画に基づくものであること。
- (2) 次のアからエまでの事項について委託者と受託者との間に文書による契約が成立しているものであること。

ア 生産に使用される種子、穂木又は幼苗は、全て委託者から支給されたものであるか又はその産地・系統の選定、購入先等が委託者の指示によるものであること。

イ 委託者から示された生産方法等に基づき、受託者が適正な生産活動を行うのに要する費用を委託者が負担するとともに、生産の途中において受託者の責に帰すことのできない事由により事後の生産が不可能となった場合において、それまでに要した適正な費用を委託者が負担するものであること。

ウ 委託者又はその使用人その他の従業者であって講習会（法第10条第3項第3号イの講習会をいう。以下同じ。）の課程を修了した者がその生産につき直接指導監督するものであること。

エ 生産された種苗の所有権及び処分権は委託者に帰属するものであること。

2 生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合の措置

都道府県の事務の自治事務化に伴い、生産事業者の登録の権限は当該生産事業者の住所地を管轄する都道府県知事の権限となることから、生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合には、旧住所地を管轄する都道府県知事に対し法第13条第3項に基づく事業の廃止届を提出するとともに、新住所地を管轄する都道府県知事に新たに登録の申請を行わなければならないこととなるので、生産事業者への周知と指導をお願いする。

3 生産事業者の届出

法第13条第2項の規定による届出及び再交付の申請については、登録証が滅失又は汚損した事実を確認したのち速やかに行うよう指導をお願いする。

4 生産事業者が死亡した場合の取扱い

第10の(2)により生産事業者が死亡したこと等を確認したとき、その他その事実を確認したときは、遅滞なく生産事業者登録簿の当該生産事業者の登載事項を抹消するとともに、その旨を公告するようお願いする。

5 その他

- (1) 法第11条第2項の規定により講習会の課程を修了した者に対し交付することとされている修了証明書の様式は、別記様式第3号によるものとし、当該修了証明書を交付したときは、別記様式第4号の生産事業者講習会修了者台帳に記載整理するようお願いする。
- (2) 令第2条の生産事業者登録簿の様式は別記様式第5号によるものとする。

第5 配布事業者の届出について

1 配布事業者届出簿

都道府県知事は、法第17条の規定による配布事業者の届出があったときは、別記様式第6号の配布事業者届出簿に記載整理するようお願いする。

2 配布事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合の措置

都道府県の事務の自治事務化に伴い、配布事業者の届出受理の権限は当該配布事業者の住所地を管轄する都道府県知事の権限となることから、配布事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合には、旧住所地を管轄する都道府県知事に対し法第17条第2項に基づく事業の廃止届を提出するとともに、新住所地を管轄する都道府県知事に新たに法第17条第1項の配布事業開始の届出を行わなければならないこととなるので、配布事業者等への周知と指導をお願いする。

第6 表示制度について

1 表示票の記載事項

- (1) 種穂の採取の場所については、原則として市町村単位まで表示するものとし、苗木の育成の場所については、大字単位までを表示するものとする。この場合、その一部が不明の場合には、判明している部分について記載し、不明な部分についてのみ不明と記載するものとする。
- (2) 指定採取源の種別の表示については第3の1の(6)のイによるものとする。

2 表示書の交付

- (1) 規則第17条又は第20条の規定により、生産事業者又は配布事業者が表示書を交付することができる場合については、造林の用に供する者の代理受領は認めないこととする。ただし、当該造林の用に供する者の家族又は使用人その他の従業者については、この限りでない。
- (2) 表示書の様式は特に定めないが、表示事項の記載順序、配列等については、表示票に準ずるものとする。

3 表示義務の違反に対する是正命令

法第19条に基づく表示義務の違反に対する是正命令を行うに当たっては、措置をすべき内容、期限等を明示した文書を交付してするとともに、その是正状況について確認するようお願いする。

第7 証明制度について

1 証明区分

規則第23条第1項の規定で明らかなとおり都道府県知事は、種穂と苗木とを一貫した証明を行うことはできず、また、苗木の場合にあっては幼苗として包装、出荷することを目的とするものは幼苗の証明を必要とし、その他の苗木にあっては幼苗以外の苗木の証明を必要とする。また、幼苗には、は種又はさし付け後に掘り取ったものとその後1回床替を行ったものとの2種類があるが、証明の区分上の幼苗は前者をさすこととし、後者については幼苗以外の苗木として取り扱うこととする。

2 証明の申請

- (1) 法第20条において証明の申請があった場合には、都道府県知事は証明をすることができることとしているのは、当該証明の申請を受理するか否かについて都道府県知事の自由裁量を認める趣旨ではないので御留意願いたい。
- (2) 種苗の生産過程において生産数量に変動を生じるおそれがあるので、申請に当たっては適確な数量の申請を行うよう御指導願いたい。

3 証明の申請手数料

- (1) 申請手数料は、種子にあっては1キログラム穂木及び苗木にあっては1万本を単位としているが、数量に端数を生じた場合の端数に係る部分の申請手数料は、それぞれの単位について定められている金額に数量の端数を乗じた額とする。
- (2) 幼苗以外の苗木の場合の事実の確認回数とは、最初の生産過程における種穂のは種若しくはさし付け又は幼苗の床替えと最後の生産過程における苗木の包装とをそれぞれ1回とし、これに育成途中の床替回数を加えたものであって、これらの事実の確認に要した日数を指すものではない。

4 事実の確認

- (1) 法第20条の規定により、職員に証明に係る事実の確認をさせたときは、確認年月日、確認場所、立会した職員の氏名、確認数量等を記録させることとする。
- (2) 確認をした種苗とその他の種苗とが混同するおそれのある場合は、確認種苗に仮封印を施す等の措置を講ずることとする。

第8 種穂の採取の禁止について

- (1) 法第23条の規定により、種穂の採取を禁止する樹木又はその集団の指定に当たっては、これらの樹木又はその集団から採取した種穂に係る苗木を用いた造林地の生育状況等を把握する等の措置を講じ、劣悪性の確実なものについて行うよう御留意願いたい。
- (2) 規則第28条第2項の規定による公示は、指定年月日、樹種、所在場所及び本数並びに樹木の集団を指定する場合にあっては面積についてするものとする。
- (3) 配布用の種穂の採取を禁止する樹木又はその集団を指定した場合には、その禁止に係る樹木又はその集団の見やすい場所に、種穂の採取を禁止する旨、樹種及び都道府県名を記載した標識を設置するようお願いする。

第9 帳簿の備付けについて

法第26条の規定により備付ける帳簿は、同条及び規則第31条に定める記載事項を、規則第30条に定める記載方法により、同規則同条に定める保存期間にわたり確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態にあるものであれば、紙で作成・保存されるものに限らず、それが磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに準じて作成・保存されるものであっても差し支えないものとする。

第10 報告の徴収について

- (1) 法第27条に基づき指定採取源の所有者等又は生産事業者若しくは配布事業者から報告を徴収する場合には、これらの者に経費、労力等の面で過重なものとならないよう御配慮願いたい。
- (2) 都道府県知事は、生産事業者及び配布事業者の種苗の生産数量、都道府県内外別の出荷先等を把握するよう願います。
- (3) 都道府県知事は、指定採取源の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに滅失、毀損等の実態を把握するよう願います。
- (4) 都道府県知事は、指定採取源の消滅又は著しい毀損が確認されたときは、遅滞なく現状を調査し、指定採取源の解除等必要な措置を講ずるよう願います。

また、当該指定採取源が農林水産大臣の指定に係るものにあつては、速やかにその旨を農林水産大臣に通知するよう願います。

第11 監督処分について

法第29条に基づく監督処分を行うに当たっては、措置をすべき内容、期限等を明示した文書を交付してするとともに、その措置状況について確認するよう願います。

第12 国及び都道府県の援助について

次官通知の第12の需給情報の共有に当たっては、広域的な種苗の流通の円滑化を図るため、当該都道府県内の関係者のみならず、隣接する都道府県等の関係者も対象とするよう願います。